

いわき市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時

令和3年11月19日（金） 14時00分から16時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（34人）

(1) 農業委員（24人）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10人）

太 清 光	事務局長
阿 部 伸 夫	参事兼次長
草 野 浩 平	主任主査兼農政振興係長
小 川 仁 一	主任主査兼農地調査係長
府 川 将 人	農地審査係長
鈴 木 昌 則	農地審査係 主査
福 田 幸 士	農地審査係 主査
坂 本 壮 示	農地審査係 主査
金 成 聡 司	農政振興係 主査
渡 邊 梓	農地調査係 事務主任

4 欠席者（0人）

5 早退・遅刻（1人）

11 鈴木 理（遅刻：協議事項より参加）

5 会議の概要

事務局 (阿部次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第6回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。 初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○第6回総会議案書 ○許可申請に係る意見及び決定理由書 ○現地調査位置図 【資料1-1】令和4年農作業労働賃金標準額について 【資料1-2】令和4年農作業労働賃金標準額（最終素案） 【資料2-1】いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定素案 【資料2-2】「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定素案に対する意見 【資料3】人・農地プラン検討会の委員の推薦について 【資料4】農業委員・農地利用最適化推進委員の活動強化に関する申し合わせ 【資料5】新型農薬散布ドローン操縦体験・展示会 【資料6】いわき市林業振興協議会委員の推薦について（依頼） 【資料7】令和3年度農業者年金加入推進セミナーについて 農業委員会手帳2022年版 以上、13点です。 いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に替えさせていただきます。 それでは、議席番号3番の志賀幸委員、お願い致します。 皆様、御起立の上、黙読ください。
3番 志賀委員	-いわき市農業委員会憲章朗読-
事務局 (阿部次長)	ありがとうございました。 皆様、御着席ください。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それ

事務局
(阿部次長)

では、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第6回の開催にあたり挨拶申し上げます。

委員の皆様には、農作業はピークを越えたと思いますが、何かとお忙しい中、総会に御参集いただきご苦労様です。

先ほどは、農地法の研修を行いました。ただ、残念なのが、質疑応答が生できないのが、非常に残念に思いました。

質疑応答を生でやると、それが皆に伝わって、その答えが全員に伝わる。

それが、我々長くやってきて、そういったことが一番知識になったなと思いますので、できる限りそんな形で今後進めたいと思います。

それから、皆様も御存知のとおり、新型コロナウイルス感染症について、ワクチン接種が約75%を超え、その効果もあるかと思うのですが、あのピークから、信じられないくらいの減少ということで、これは非常に歓迎すべきだし、日本人の勤勉な姿勢がこのような情勢を作っているのかなと思い、若干安心はしています。

ここ8日くらいは、福島県で0が続き、これも続いていくことを期待しています。

東北6県でも0が続いています。

多少なりとも好転しているのだと思いますが、油断は許されませんので、今後も感染に注意して、総会などに臨んでいただきたいと思います。

先日、11月11日、県下農業委員会大会ということで、パルセいいざかでいつもやるのですが、通常は農業委員、農地利用最適化推進委員全員でバスに乗り合わせて、その間のコミュニケーションを取りながら参加するというのも、非常に大切な時間でした。

残念ながら、昨年に続いて、感染対策を取りながら小規模で行うということでした。

それでも、300人程度は集まった。

いわき市からは、私と蛭田会長職務代理者、吉田代表幹事と、三戸副代表幹事が参加しました。

その席上で、農業委員会だより187号、これは今の編集委員の前任者、第16期の編集委員が作成したのですが、これが、今回は、福島民報社長賞を受賞いたしました。

蛭田会長職務代理者に出いただきまして、福島民報社の関根英樹事務局長から、表彰状と楯をいただきました。

常々、いわきの情報誌は年4回はもとより、非常に作品として優

草野会長

れているということで続いています。

前回の最優秀賞は郡山市で、今回は二本松市でした。

これを、目途に、編集委員が今後も頑張っているわけですが、新たに編集委員となられた第17期の皆様も、これに負けることなく、日ごろ情報収集しながら、広報の一番は情報誌なんだという意識を持ちながら、頑張っていたいただきたいと思います。

それと、本日は農地などの利用の最適化の推進に関する指針の改定素案に関する協議のために、後程、農地利用最適化推進委員の吉田忠夫代表幹事に出席いただくことになっております。

それから、私事で関連性のあることなのですが、17日に小川公民館が主催し、地域振興協議会が協賛ということで、もみがらを使ったたい肥づくりの講座というのを行いました。

これは、小川に住む農業者が対象ということで、皆さんにお知らせはできなかったのですが、とりあえず、代表として出てきました。

目からうろこだというくらいに、農地のこれからについて、今までやってきたことが間違いではないけれども、土壌は耕すと、それだけ土壌はやせていくという冒頭の話からはじまりました。

先生は、福島大学の食農学類、金子信行教授でした。

京都大学大学院農学研究博士その他、様々な大学で研究や学長などを務めて、土壌の微生物とかそこにからむ昆虫とか、土壌についての権威です。

非常にさわやかな方で、そんなに授業だという話し方ではなくて、資料も一杯もらってきたのですが、自分が研究して得た知識が本当に深い方でした。

もみがらも、大きくやっていた方も需要が少なくなってきて処分に非常に困っている。

そんなところで、もみがらをどう利用するかという講座でした。

午前中は2時間講義、午後1時から、小川の農業者の協力をいただき、そのハウスの中で、3チームに分かれて、もみがら、稲わら、田の土、水、これを比率を決めて混ぜながら、適度な水分を加えて山にして、そして、毛布をかけておくと、一中夜すると熱が出てくる。

普通は、鶏糞とか窒素とかやるのですが、実はこれだけで十分だと言うんです。

一週間後だと、今度の23日になるのですが、その日に再度集まって、発酵状況を見ると、あまり発酵すると白くなったり、水分が多すぎると腐るということで、その辺の比率が非常に大切だと、これも、6、7人で作りと、もみがらだと一輪車で6杯程度を利用できる。

草野会長

それを10倍すれば、10倍の量ができる。

そうなると、スコップで、手で混ぜているようなことはできませんので、やはり、ローダーでかき混ぜる。

こういったのも、一時カントリーエレベーターで、色々と混ぜながらやっていたこともあるのですが、量が限られる。

これからのもみがら対策としては、これも非常に有効だなと思ってきましたので、資料はありますので、ご紹介します。

ただ、不耕起栽培って流行ったことがあったのですね。

耕さないで田んぼに植えてしまう。

後は、雑草だけ取ってそこに植えてしまう。

農地というのは、耕起を続けると草が生えないので、微生物なんか育たない。

農地よりも土手の方が、はるかに良い土になっているのだと、確かにスコップを入れると、土手の方がスコップと入ってしまっって、田んぼの中は意外と堅かったりします。

そこに何が必要かという、雑草とか草を生やせて、ある程度の周期で耕起する。

その辺も、我々自然を相手にしているのですけど、不自然な農業をやっている。

なるほど、そうかなあと思ってしまう。

これが良いとか、悪いとかではなくて、こういうことも農業に取り入れていかないと、収量主義に走って化学肥料がもてはやされて、除草剤も様々なものが売られています、これは非常に無意味だと、また発がん性も疑われる。

これからの農業はそういったことにも気を配りながら、やっていかなければならないのだと改めて知った一日になりました。

もみがら問題も、後の農作業の部分で出てくるでしょうけども、対価としての金のやりとりだけではなくて、有効利用することも考えながら、処理について考えていく、循環型何ですよ。

昔は、もみがらを利用して、田んぼに入れたりしていた。

ところが、今は、切わらくらいしか入っていない。

もみがらをそのまま入れたんではだめなんだと、たい肥として入れば、カリが含まれていますから、カリは茎を強くする働きがあるので、それでも十分に効果があるということも教わってきました。

そういう間口もあるということで、農地を相手にしている我々です、共存共栄が理想であって、これは無視できないもの。

こういうことも一つのアイディア、ヒントとして今後とも頭においていただきたいと思います。

長くなりましたが、定例となります、農地法に係る許可申請の他

草野会長	に、令和４年農作業労働賃金標準額の協議について御審議を頂きます。 本日は、よろしくお願い致します。
事務局 (阿部次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第６条第１項の規定に基づき会長が議長となり進めさせて頂きます。
議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせて頂きます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日は、通告欠席でございますが、議席番号11番、鈴木理委員でございます。 現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第７条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第６回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第２項の規定により、議長が指名致します。 議席番号12番、生田目祥明委員 13番、菅野綾委員 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年１月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (阿部次長)	－議案書２ページにより会務報告－

議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案の取下げが1件ございます。 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、において、番号1番については、工事に想定以上の費用がかかることが判明したといった理由により、申請が取下げとなりました。 議案第1号については、この事案のみでございましたので、審議する事案がなくなったことから、議案第1号は取下げとなります。
事務局 (金成主査)	続いて発言させていただきます。 協議事項(3)として、いわき市人・農地プラン検討会の委員の推薦について、協議事項(4)として、いわき市林業振興協議会委員の推薦について、を追加願います。 以上です。
議 長 (草野会長)	只今の事務局の説明のとおり、本日の議案第1号は、取下げとなります。 それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 本日、議案第6号において、議席番号16番、平田敬一委員、及び議席番号18番、鈴木義直委員が該当しております。 該当する委員については、議案審議の際は、一時退室をお願いします。 その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の4ページを、お開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書12ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願いについて、説明致します。

事務局 (福田主査)	配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号1番、土地の所在は好間町、登記地目は田、転用面積は5,578㎡です。 転用目的は、農地改良による一時転用です。 本案件は、令和3年6月25日付けで許可された農地法第4条の許可の取消しです。 取消理由は、当初、申請地全体への盛土による農地改良を計画していましたが、いわき建設事務所において行う工事により、申請地の一部が買収されることとなり、転用面積に変更が生じること、申請地が当該工事の進入路等に使用される予定であることから、当初の工事期間において事業を完了することができないため、許可の取り消しを願い出るものです。 以上、1件、面積は、田5,578㎡、畑0㎡、合計5,578㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。
事務局 (福田主査)	番号1番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第2号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の5ページを、お開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細は、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査)

議案説明書5ページをお開き願います。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明致します。
説明の前に資料の訂正をお願いいたします。
議案説明書6ページをお開きください。
番号2番について、取り下げ願出書が提出されたことから、議案説明書から削除願います。
この取り下げに伴い、ページ最下段の合計面積が次のとおり変更となります。
14,350.0 m²か12,053.00 m²、合計16,280.79 m²から13,983.79 m²と変更となります。
以上、訂正のほどよろしくお願い致します。
それでは案件について説明いたします。
議案説明書6ページ、現地調査位置図、及び許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧願います。
なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。
1番、勿来町、田5,737 m²、駐車場です。
面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。
3番、好間町、田1,066 m²、太陽光発電設備です。
4番、好間町、畑1,693 m²、コンクリート製品資材置場です。
5番、岩間町、畑237.79 m²、工事用仮設用地のための一時転用です。
6番、三沢町、田3,981 m²、資材置場のための一時転用です。
面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。
7番、川前町、田1,269 m²、道路及び駐、待機場のための一時転用です。
以上、6件、面積は、田12,053.00 m²、畑1,930.79 m²、合計13,983.79 m²となります。
申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。
なお、番号6番について補足して説明させていただきます。
当該案件については、当委員会での必要な手続きを経ずに資材置

事務局 (坂本主査)	場として使用されておりました。 当該案件について、事情を聴取したところ、申請農地を雑種地と思い、必要な手続きを経ずに付近で行われる送電線の資材置場として整備したとのことであり、事務局から、直ちに使用を停止すること及び速やかに必要な手続きを取るよう指導したことからこのたび申請があったものです。 当該事案については、当委員会の指導に従い、使用を停止し速やかに転用申請を提出したこと、また、顛末書を併せて提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該転用計画による周辺農地への影響等はないと判断できることから、許可とすることについてやむを得ないと考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。
18番 鈴木委員	議席番号18番、鈴木義直です。 はじめに、番号6番の事案について申し上げます。 当該案件は一時転用であることから本来であれば事務局のみの確認ですが、必要な手続きを経ずに農業以外に使用されていることから、現地を確認したところ、既に資材置場として使用されておりました。 しかし、当該事案は、申請者が申請農地を雑種地と思い必要な手続きを行わずに施工してしまったとのことですが、当委員会の指導に従い、速やかに資材置場としての使用を停止し、転用申請を提出したこと、また、当該事案について顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、さらには、当該転用計画による周辺農地への影響等はないと判断できることから当該転用申請について、許可とすることもやむを得ないと考えます。 それ以外の番号1番、番号3番、番号4番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号5番、及び7番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、番号1番から5番、7番から12番については、特に問題無いと判断されるとのことでした。

また、番号6番については、現況が農地として利用されていないものの、事務局の説明、委員の報告のとおり、許可もやむを得ないとの意見でした。

これらについて、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページを、お開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

詳細は、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査)

議案説明書7ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて御説明致します。

配付しております現地調査位置図をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。

議案説明書8ページをお開き願います。

番号1番、土地の所在は内郷、登記地目は畑、転用面積は2,393㎡です。

本案件は、令和元年6月26日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しです。

取消理由について、御説明致します。

当該農地転用は、太陽光発電設備の設置を目的として許可されたものですが、転用許可時点で当該箇所に係る経済産業省の太陽光発電設備設置の認可申請中でした。

事務局 (坂本主査)	この度、申請者の所有する他の太陽光発電設備が許可発出箇所に隣接しているためFIT法の分割要件に該当し、経済産業省の認可が下りないこととなったため、事業継続が不可能となったことからこのたび農地転用許可の取消願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の報告をお願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されたとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございませんか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第5号、農地法第3条第1項による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の7ページを、お開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	本日の議案に入ります前に資料の訂正及び取下げがございます。 議案説明書10ページ、番号3番につきましては、 申請人より譲受人の内容について、変更があったとの理由から取下げ願いが提出されましたので、削除願います。 これにより今月の3条許可の合計面積が変更となります。 つきましては、田14,693㎡から、11,717㎡へ変更、合計17,453㎡から14,477㎡に変更となります。

事務局 (鈴木主査)	それでは、事務局より説明をさせていただきます。 資料につきましては、議案説明書10ページとなります。 地図につきましては、別紙現地調査位置図となりますので、併せてご覧下さい。 番号1番、2番、4番、5番につきましては、売買による所有権の移転であります。 また、番号6番、7番につきましては、贈与による所有権の移転であります。 なお、番号3番につきましては、売買による所有権の移転であります。申請人より譲受人の内容について変更があったとの理由により、取下げ願いが提出されました。 今月の3条申請面積につきましては、田11,717㎡へ、畑2,760㎡となり、合計としまして14,477㎡となります。 議案書11ページをお開き願います。 許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の12ページを御確認ください。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
19番 中野委員	議席番号19番、中根まり子です。 番号1番、2番、4番、及び5番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (鈴木主査)	事務局より報告します。 番号6、7番につきましては、事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

	－意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、審議致しますが、議事参与の制限に、議席番号16番、平田敬一委員、及び議席番号18番、鈴木義直委員が該当しております。 平田委員、鈴木委員には一時退室を願います。 (平田委員、鈴木委員退室)
議 長 (草野会長)	それでは、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (渡邊主任)	議案説明書13ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について説明致します。 初めに訂正がございます。 議案説明書16ページ、農用地利用権設定地区別総括表の新規、転貸中、筆数の計が178となっておりますが、正しくは267となります。 お詫びのうえ、訂正致します。 それでは、説明致します。 農用地利用集積計画第14号ついてでございます。 議案説明書14ページをお開き願います。 第14号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものです。 実施地区は、平、勿来、借り手44件、貸し手106件、対象筆数、田263筆、畑 4 筆。 面積は田288, 272. 71㎡、畑3, 230㎡となっております。

事務局 (渡邊主任)	なお、議案説明書30ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。 以上、第14号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 それでは、平田委員、鈴木委員、入室願います。 (平田委員、鈴木委員入室)
議 長 (草野会長)	次に、報告第1号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書9ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書31ページをお開き願います。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。 10月は20件の届出がありました。 合計面積は、田96,136.14㎡、畑74,890.29㎡、合計171,026.43㎡でございます。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 続きまして、議案書10ページをお開き願います。 【報告第2号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書36ページをお開き願います。 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、

事務局
(府川係長)

報告致します。

10月は1件の届出がありました。

合計面積は、田0㎡、畑384㎡、合計384㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書38ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

10月は10件の届出がありました。

合計面積は、田3,278.72㎡、畑4,513㎡、合計7,791.72㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議案書12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書42ページをお開き願います。

10月は30件の合意解約がありました。

合計面積は、田90,782㎡、畑0㎡、合計90,782㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので、報告させていただきます。

議案書13ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書49ページをお開き願います。

令和3年9月15日開催された第4回総会において、買受適格証明の交付を許可されたものから、売却調書の提出がありました。

つきましては、令和3年10月18日付で、農地法第3条第1項の規定により許可書を交付したので報告します。

なお、売却決定期日つきましては、令和3年10月27日となります。

次の、報告第6号は草野係長より報告致します。

事務局
(草野係長)

議案書14ページをお開き願います。

【報告第6号を朗読、報告事項を説明】

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。

10月は2件、相続税の納税猶予についての案件でありました。

合計面積は、田3,944㎡、畑2,459㎡、合計6,403㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

事務局 (草野係長)	議事の報告と致しましては、以上になります。
議 長 (草野会長)	以上、報告事項ですので、御承知置き願います。 ここで、協議事項に移る前に、一時休憩と致したいと思います。 只今、15時05分ですので、10分間の休憩とし、再開は15時15分と致します。 (10分間休憩)
議 長 (草野会長)	それでは、全員お揃いですので、議事を再開致します。 次に、協議事項に移りますが、令和4年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。
事務局 (金成主査)	それでは、説明致します。 本日お配りしている資料の確認をお願い致します。 資料1－1 令和4年農作業労働賃金標準額についてが協議資料でございます。 資料1－2 が、標準額の最終素案でございます。 2つの資料を併せてご覧ください。 それでは説明致します。 今回の協議事項でございますが、これまで慎重な御協議をいただき誠にありがとうございます。 これまでの議論を基に、最終素案をお示ししますので、これらを確認しながら本日は最終の協議を進めていただきたく存じます。 協議は今回が最後となり、この協議の後ですが、JA福島さくらいわき地区本部と協議調整を行い、12月総会に上程する予定でございます。 協議の視点については、再度確認いただくものでございます。 標準額は農作業を頼む方、受託側と農作業を頼まれる方、受託者双方の視点に立って考えなければならい。 一般的に行われている作業や機材であるかも重要な観点になる。 以上の2点でございます。 前回までの議論を踏まえた最終素案の内容で、見直しを行った事項を御説明致します。 なお、資料1－2の標準額表の①から⑦が該当する項目となりますので、併せてご覧ください。 ①の育苗は、730円に改定し、備考欄に配送料は別途と追記しました。

事務局
(金成主査)

②の畔ぬりは、55円に改定し、備考欄に散水は別途と追記しました。

③のコンバイン、刈り取り、乾燥については、後程別項目で御検討いただきたいと思います。

④のもみ摺は、350円に改定、備考欄に処分料を除くと追記しました。

⑤の同時は、もみ摺に準じて50円増額し、450円としました。

⑥福島県最低賃金については、令和3年10月1日から828円となったため、その金額に訂正しています。

⑦については、福島県最低賃金が828円となったことで、8時間の雇用労働作業の最低額が6,624円となったことから、畑作業8時間で6,500円を、6,700円に改定しました。

ここまでの、これまでの議論で改定すべき点をまとめたものです。

その他の意見として、田の耕起、代かき、田植え、防除、色彩選別機、畑の耕起については値段を据え置く。

消費税については、税込み表示とした場合の対応が複雑になることも想定されることから、これまで通り税抜き価格とする。

課税売上高が1,000万円を超える場合は、請負額に別途消費税が加算されますとの表記はそのまま掲載する、という意見でございました。

次に、コンバインについてです。

コンバイン作業の刈り取り、乾燥、運搬の3作業については、これまで30,000円とする案や、乾燥の単位を見直す案などの協議がありましたが、前回の協議において値段を据え置くこととしております。

併せて、収穫量について、例年並みかそれ以上に収穫できたところもあれば、少ない収穫量となったところもあるなど、収穫量の差というものが課題とされているところです。

前回協議において、値段など据え置くとした場合に、単位はそのまま、10a当たり8,000円の標準額は、取れ高8俵を想定したものである旨を備考欄に追記することで、取れ高が8俵に満たない場合や、8俵以上であった場合に、受委託者双方による協議の余地を残すということも考えられますので、そちらについて、追記の必要があるか、追記する場合にどのような表現が適当か、最終の協議をお願いします。

表記の案については、次のとおりです。

今後の標準額の公表に関する課題についてですが、本日協議いただいた内容をもって、最終案を作成し、JA福島さくらいわき地区本部と協議調整を行います。

事務局
(金成主査)

J Aとの協議が整った最終案を、次回12月総会に上程致します。
標準額決定後に、市ホームページでの公開、市内農業者へは、印刷しJ Aを通じて2月頃に配布予定です。

また、令和4年4月1日発行予定の農業委員会だよりに掲載し周知を行います。

前回の検討では、標準額の改定について説明が必要との意見が出されました。

標準額に関しては、これまでも市ホームページ、農業委員会だよりにおいて、改定項目を説明するほか、市ホームページにおいて議事録を公開しているところです。

なお、議事録の確認方法や、標準額表の議論に関する議事録の抜粋版を市ホームページ、農業委員会だよりに分かりやすく掲載するなどし、引き続き標準額の決定に至る議論のプロセスの透明性の確保に努めて参りたいと考えています。

説明は以上です。

御審議をお願い致します。

議長
(草野会長)

只今、事務局から協議の内容について説明がありました。

これについて、只今から協議を進めるわけですが、全体的に今の説明に対して、御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議長
(草野会長)

それでは、上から順次確認していきます。

始まる前に、あるコンサルティングされている方が、農業がなぜ儲からないのかという理由の一つに、やはり、自分で価格を決められないことがあるのだということを聞きました。

今までは、自分で作ったものを、市場にとか、直売場に出して値段を委ねている。

そのため、そこに出して行ってみて初めて値段が分かる。

これだから、やはり儲からない。

イコール、農業者の自主性が無いという、やはり自分で決められない。

自分で作っているものは、生産原価、量を作っているから、安く上がるのだと、百人いれば百人の違いがあって当然だと、ただ、その中でこの農作業労働賃金というのは、標準額表の中で太字で書いてある、要は当事者間で委託料を協議するためのあくまでも目安のひとつだ、ということにあまりにも固着しちゃったり、これが前提で相対して行ってしまうては、いつまでたっても農家は自立しな

議 長
(草野会長)

い。

最近は、直売所などで、自分である程度自己主張で、値段を出してる方、もしくは個人の直売所は、100%自分の意志でやっている。

直売所であっても、同じものであれば、右を見て多少は同じ値段をつける方もいるでしょうけども、ただ、私の所は有機だとか、こだわりがあるから、50円高くても売れると、実際にはそれで売れていけば、その人の実力というのですか、売れて当然な裏付けがあるわけですから、そういう意味ではですね、これからは、自分で、大小問わず、専業も兼業も問わず、自分で作ったものは、自分で値段を決めて出せるくらいのね、自立は求められるのかなと思います。

そのためにも、確かに委託側、受託側で意見が分かれ、今までも毎回申したように、そうした状況で推移してきましたけども、今まで協議を進めた状況をもう一回頭に浮かべなら、今回はほぼ最終の決定になるかと思いますので、その意気込みで、今から最終案を決めていきたいと思います。

この、黒字で書いてあるやつは、前回までの協議で、今までもこの状況であったから、横並びでそんなに価格の変動をすることはないだろうということいで、推移しているものです。

まず、請負作業の育苗、これについては、昨年までは670円だった。

それに60円をプラスして、730円になり、それに各委員の意見を反映しながら、やはり730円が妥当ではないかという意見に集約した意見が今の価格ですね。

これは、このくらいで妥当だと、令和4年はこれでいきたいという意見が多ければ、この730円で決定したいと思うのですが、これについて御意見ございますか。

－意見無しの声有り－

議 長
(草野会長)

これまでは670円でやっていて、今までは、その値段でやっていた方もいるでしょうけども、それに消費税を込みこみでこれということはないでしょうけども、当然消費税をかける方もいると。

価格は、730円で令和4年は行くということでよろしいですか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

摘要の配達料は別途という、前回までは入っていなかった部分を加味するということによろしいですか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

それでは、これは、730円と摘要に配達料は別途を追加することにしたいと思います。

それから、常々1回目からも問題になっていた、畔ぬりですね。

非常に油の値段が極端に上がっているという状況を考えれば、実際にはもう少し上げないといけないという意見がありましたけども、やはり、委託側の米価がこんな状態では、それ以上に経費が掛かっては大変だということも踏まえて、今まではずっと50円でやってきたんですね。

これを、5円プラスはやむを得ないだろうと集約した金額が55円となっています。

今まで50円でやってきた経過からすれば、5円アップということになるのですが、この55円でよろしいですか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

この前も、話に出ました散水。

これは、乾いていても散水はしないといけない。

ネバ土でもローラーにくっつきますので、これもやはり必要だということで、条件によって付いたり付けなかったり、あくまでも1m毎の金額に散水がどうしても必要だという時は、散水を別途でいただくと、この場合、皆さんの意見を多少なりとも反映しているのですが、これについて、意見はありますか。

－意見無しの声有り－

議 長
(草野会長)

では、適用に散水は別途と入れることに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

それとですね、毎回コンバインの28,000円とその内訳ということで、刈り取り、乾燥、運搬ということで、ほとんどセット、運搬は別ですが、ああ、運搬もセットですね。

これは、反あたり、10a単位で出している価格ですが、これも価格はこれが妥当だろうという意見も、前回は大半が占めたわけで、ただ、事務局からの説明があったとおり、乾燥を8,000円とした時に、7俵取る人とか、10俵取る人とか、量的には違うわけで、そうなる、それに比例して、若干の差を着けるべきだろうという話もあったりして、では、基準は何なのだという話も出たわけですが、いわ

議 長
(草野会長)

きのコシヒカリ、天のつぶなどは、平均して7から9俵ではないか。
コシヒカリだと9俵は危険ですね。

倒伏につながるということで、やはり無難なのは8俵止まりで抑えておかないと、やはり品質も低下してしまうということで、今までは、摘要に表記はありませんでした。

一応は、乾燥、これも、極端に4俵しか取れないというお客さんのやつを乾燥作業やった時に、極端に少ないわけなので、こういう場合はやはり相対でね、同情じゃないけども、多少の配慮はしてあげる。

頼む人も、やってもらうことに関しては非常にありがたく、感謝しながらやってもらってるわけで、言い分は非常にストレートに受けたい気持ちのあるのですが、ただ、それに乗じて、規定だからこれでないとだめだという人も中にはいると思うのですが、その辺りは相対で決めるというのが前提となって、これは、全てですけども、ですから、この10aあたり、基準としては8俵を想定とするということを入れることに関しては、御意見ありますか。

入れた方が良いか、先ほど金成主査の説明のとおり、かえって混乱をすることもあるのかなので、あまり明記しない方が良いという意見もありますので、どうでしょうか。

これに関して、入れた場合に極端に障害があるとすれば入れない方がいいのですが、あくまでも標準を想定しているの設定値段だよということであればね、微妙なのですが、入れても差し支えないという意見を持っている方もいるかと思います。

2 番
四家委員

議席番号2番、四家誠です。

今の、乾燥の件なのですが、あくまでも標準額は目安ということで、最初におっしゃっておいりましたので、この、目安とするのであれば、その目安になるものがないといけないと思いますので、やはり10aあたりというのはどうなのかと思いますけども、8俵というのは入れておいた方が、目安としては一番良いのではないかと思います。

そうすれば、簡単な説明で言いますと、8俵という目安から、1俵であれば1,000円で済みますので、もしそれが6俵程度で収量が終わってしまった場合は、6,000円という判断もできるかと思います。

だから、10aあたりというか、平均収量を8俵を基にしてあるとあれば、目安のひとつになるのではないかと思います。

議 長
(草野会長)

今、四家委員から御意見をいただきました。

要は、単位がね、10aで表記していますから、10aであれば、摘

議 長 (草野会長)	要に書かなくても通用する。 文面の入れ方だと思うのですよね。 想定というより、目安とするとかのような形でやんわりと入れていくという方法もあると思うので、この辺は金成主査、あれかな、反当たりと入れなくても、8俵を目安とするとか基準とするか、どうですかね。
事務局 (金成主査)	この摘要の案については、今、四家委員がお話された内容を狙った追記でございます。 中山間地や取れ高が少なかった年や、取れ高が少なかった場所について、協議の余地を残すかどうかというのが案でございます。 同時に、先般議論になりました、最低張込量であったりですとか、機械のスペック等による受け手側の問題、つまり乾燥機を1晩回すことについて、6俵だから標準額より安くしてくださいという協議が、現実的に了とされるのかということが起きてきます。 そういったことが想定される中で、表現を含めて、この表記をした方が良いのかという御意見が、委員の皆様にあるかと思imasuので、その点を慎重に御協議いただければと思います。 四家委員、会長のお話は昨年度のアンケート調査等で出された意見を総合すれば、取れ高が少なかった場合は安く、逆に多かった場合は多くという協議の余地を残しての8俵を想定、目安として考えていただくとしています。 10 a 当たりどれだけを想定しているのかと言えば、8俵ですと答えられるのですが、受け手側の不具合が出てこないか、御意見いただければと思います。
事務局 (阿部次長)	只今の説明に補足させていただきます。 会長のお話ですが、10 a 当たり8俵を想定と記載しておりますけれども、10 a 当たり8俵が目安と記載することは可能でございます。
議 長 (草野会長)	それでは、他に御意見はございますか。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本和徳です。 これなんですけど、8俵を想定ではなくて、目安の方が助かります。 作業受託していて、頼んでくる農家さんがいますけど、いつも6俵しか取れないのですよ。 そうすると、乾燥機の都合ですけど、最低石数が無くて、燃料代

20番 坂本委員	がかかり過ぎてしまう。 それを考えると、想定ではなくて、目安でないと、受託している側からすると、実は割増で欲しいくらいだし、そうしないと、受託したくないという意見も出てくる。 それを考えると、想定よりも目安の方が適切ではないかなと思います。
議 長 (草野会長)	今、坂本委員からも、この間から出されていたと思いますが、意見をいただきました。 これは、あくまでも想定というのは、協議するための表現、案としてということですが、これについて、事務局はどうですか。
事務局 (金成主査)	協議をいただいた内容として、8俵を目安ということについて、表現の変更は全く問題ありません。 協議をまとめていただく必要がありますので、この文言を記載するのかどうかについて最終の判断をいただきたいと思います。 表現を残すのが適切ではないという意見があるのであれば、御意見を賜りたい。 もし、委員の皆さんの御異議がなければ、目安する表現で記載を致します。 明確に何か不具合があるとなると、これから1年間はこの表記で進むこととなりますので、この部分については、慎重な協議が必要かと考えます。
18番 鈴木委員	議席番号18番、鈴木義直です。 8俵目安という表記では良いのではないかと思います。 確かに基準になるのは良いのですが、受け手の立場として、くず米は入れての8俵なのかというのが、質問が来そうで。 くず米が多い年だと、1反歩当たり2俵とか出てくる年もあるのですね。 その場合は、どうなのかという疑問が出て、普通に6俵取れて、仮にくず米が2俵だった時に、これ、くず米入れて8俵でいいのか、どんな風に考えればいいのか、疑問が出てきました。
議 長 (草野会長)	今までも、くず米については意見が出てきましたね。 そこまで触れてくると、くず米の考え方は人それぞれだから、どうしたものでしょうね。

18番 鈴木委員	これは、全てこみこみという考えでいいのでしょうかね。
事務局 (金成主査)	標準額は、請負作業を示しておりまして、刈り取った分を乾燥することを想定しています。 刈り取った時点では、くず米かどうか判断できませんよね。 基本的には、刈り取った量の乾燥し、もみ摺をした際にくず米が出てきて、その量がわかるということです。この標準額での乾燥という考え方は、作業としてこみこみであるということです。 しかし、実際に頼んだ方、米を受け取った方が、上りが6俵で、くず米が2俵だったよということはある、それをどのように受け取るかということはあるかと思います。
事務局 (阿部次長)	くず米のお話は、大変勉強になります。 事務局内でも協議をしている中で、8俵と書く適否を様々考えてみたのですが、例えば湿り気が多かったりすると、同じ8俵でも全然違うよねということもあって、そういった、くず米も含めて、個別には色々な事情があるかと思います。 ただ、標準的に10aで8俵摂れる。 標準的な状態で、8俵ですというのを、目安として示すことが適当かどうかということなのですね。 色々な事情があるかと思います。 同じ8俵であってもですね。 そこは、標準的なところで考えていただいて、特殊事情がある時は、特殊要因に合わせて、協議の余地を残すということでどうかという案でございます。
議 長 (草野会長)	ひとつの物差しを表示しておいて、万が一くずが半分以上でちゃった場合は、当然収量も少ないわけで、それに加えて、乾燥、調整が値段が上がってくると2重3重の負担になるわけで、それを考えると、後は相対で考えてもらう。 急なお客さんはあまりいないでしょうから、常々やっているお客さんとはお互いに遠慮は無い関係だと思いますのでね。 腹を割って、お互いに決めていくという余白を残してねいけばいいのかなと思います。
24番 蛭田委員	議席番号24番、蛭田元起です。 乾燥をする業者というのは、今まで摘要が無くても、臨機応変に対応してきたと思うのですよね。

24番
蛭田委員

だから、むしろこれを入れることによって、これに縛られることも出てくるのではないかと思いますのですよ。

私は、個人的な考えでは、摘要を載せない方が良いと思うのですが、ここでの議論は、摘要を載せるか、載せないかその議論をした方がよろしいと思うのですね。

載せたから、くず米が多くなったらどうするのだとか、そういうことではなくて、載せるか、載せないかそれを議論して決めた方がよろしいのではないのでしょうか。

議 長
(草野会長)

そこに至るために、委員2、3名の意見があるわけで、その意見を入れないと、入れるか入れないか、内容がわからなければ決めることができないので、どういう形で入れるか、入れないか協議をしているので、だから、今、ひとつ議論になっているくず米の位置づけ、この辺りも、そこを細かく入れると微妙なことになる。

そうすると、あらゆるものに微妙な設定をしなければいけないのかということに、なりかねませんので、とりあえずだから、10 a 当たり8俵が目安という表現を入れた方が良い、いや入れない方が良いという意見があれば、お願いしたい。

8 番
佐川委員

議席番号8番、佐川良平です。

これですね、8俵目安という風な数字を入れてしまうと、もし仮に4俵しか取れなかった場合、乾燥代8,000円じゃなくて、もっと下げてもいいんじゃないかということになってしまうと思うのですね。

私も、経験上から言いますとね、乾燥というのは、機械の減価償却とか、電気代とか、灯油代とかかかるのですよね。

別に4俵だから乾燥代が安くなるというわけではありませんので、私はこれは、ここには入れない方が良いのではないかと、受託している方は、これまでの金額で受け取っていた方が良いのではないかという気がします。

議 長
(草野会長)

その他、意見はございますか。

これは、微妙なところで、乾燥する時は生もみで入れるのですよね。

くず米もどうかも分からない。

要するに、乾燥する量的にはほぼ同じでしょう。

乾燥した結果、もみ摺したらこうなった、ということなのでね。

乾燥ともみ摺は別なものであるわけですね。

もみ摺は別な作業項目としてあるわけですが、だから、乾燥とい

議 長 (草野会長)	うのはそんなに生もみで入った時に、摂れない人が極端に少なかったからと言って、もみの量はそんなに差があるわけではないと思いますね。 だから、ここは、入れない方がそういう受け取り方されないのか、入れると、そういう受け取り方をされることもあると、微妙なところがあるので、この辺どうなのか。
9 番 油座委員	議席番号 9 番、油座盛明です。 今やっている人の分を、やるのがほとんどだと思うのですよね。 作る方も、頼む方も、去年よりは少ないなど、気の毒だからこんなに貰えないと、そういう判断にもなるし、この最終案の上の段に、当事者間で委託料を協議するための目安のひとつとなっていますので、当事者間で話し合いをして、お互い納得のいくような金額やったらどうかと思います。
議 長 (草野会長)	その他、御意見はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	乾燥代は変わっていないのですが、入れると若干そういう問題も起きるという意見でした。 今回、何回か審議した中でも、触れてきましたが、平均は 8 俵くらいが目安だという気持ちはありますが、令和 4 年に関しては、入れないで、通常通りの表現でいくとういことでよいですか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	では、これも来年度に問題が出て来るとは思いますが、実際に自分でもみ摺やってみて、受託した時の時間とか、乾燥にかかった時間とか測っていただいてね。 後は、もみ摺に関しては、その時点に多い少ないが分かるので、少ない人には、それなりの配慮を示してやるという形で、採用するということに努力していただきたい。 ということで、特別今回は入れない。 ただ、この表現のように、以前は、刈り取り、乾燥、運搬の全般に絡めて、倒伏の場合はとあったのですが、この部分は刈り取りに関する問題なので、刈り取りの欄に、倒伏の場合は話し合いによるという表現で入れるということに致したいと思います。

議 長
(草野会長)

それから、もみ摺が50円アップ、機械代や燃料代の高騰もあるし、やむを得ないだろうということ、併せて色彩選別を同時でやった場合に400円をプラス50円が妥当ではないかというのが、この間の協議の皆さんの意見の集約で表記しておりますが、これについて、御意見ございますか。

-意見無しの声有り-

議 長
(草野会長)

特別無ければ、もみ摺の欄の後ろに、もみがら処分料は除くと、これは今まで入れてなかったのに、入れた方がいいのではないかなということで、前回まで意見が集約されたと思うのですが、先程、私が、もみがらの有効利用という話もあるので、ただ、もみがらというのは、もみ摺とか調整して、副産物で出たやつなので、ある程度もみ摺料金に入っていて、だから、もみがらは受託側の責任の中にあるのかなという意見も、私も耳にしたこともありますが、そうはいっても、受託側として、非常にもみがらの処理に困っているというのが反映して、処分料はどうだということで集約してきたわけですが、そうすると、全て、お願いしてきた人が、もみがら処分料を出さないといけないのかというところえ方されてしまうとね、問題だと思うのですが、この辺りについては、御意見ございますか。

処分料については、もう一年くらいじっくり考えてね。

市内でも、畜産というのは最近斜陽になってしまっていて、牛とか飼っていないと、これまで持って行ってくれた人が、持って行ってくれないということになった。

後、小川、平窪、赤井となると、梨畑に入れていたひとが、ひとり減り、ふたり減り、これはここ何年か非常に問題になっていて、もみがらが利用されなくなってるね、処分に困っているというのが反映されているのですかね。

ここは、ひとつ、もうワンクッション置いて、私がこの間経験した、もみがらを有効利用する、たい肥に戻すというのが、少なくとも個人でも、当然個人でもできることなので、これを少しやってみて、機械があれば、ローダーがあればかき混ぜて、適量の水を入れるというテクニックがあるのだけれど、そういうので少し頑張ってみて、それでも問題になるのであれば、ある程度標記に加えていくのが妥当ではないかと思うのですが、御意見ありませんか。

藁谷委員も当然受託側としてキャリアのある方だから、これについては、例年問題意識を持たれていると思いますが、どうですか。

6 番 藁谷委員	議席番号 6 番、藁谷昭夫です。 畜産など、活用方法を考えて、工夫はしています。
議 長 (草野会長)	ありがとうございます。 その他に、御意見はございませんか。 -意見無しの声有り-
議 長 (草野会長)	それでは、確認しますが、もみ摺りと、もみ摺りと同時に色彩選別をする場合は、50円づつアップするということで、まずはよろしいですか。 -異議無しの声有り-
議 長 (草野会長)	今までになく、価格は少しアップしていますが、これが協議の末に出た意見ですのですね。 -木田委員挙手-
1 番 木田委員	議席番号 1 番、木田テイ子です。 もみがらの処分のことは、書かない方が良いのではないかと思います。 例えば、おそばを食べる時に、わさびを付けてくれ、割り箸を付けてくれてと、いちいち注文しないですよ。 おそばを食べるときには、それは当たり前のことであって、コンバイン作業で出たものに何でも値段を付けてやるというのは、少しおかしいと思います。 これも、全て、会長がお話したとおり副産物だと思うのですよ。 それをね、もみがらの処分料を除くとなると、もみがらを運んだ農家の人に、その分お金を返金するのですかということになるでしょう。 だから、これは書かない方が良くと思いますし、何でもかんでも全て仕事したことに対して値段を上げていくというのは、ちょっと、今こういう農政の状況の中で、もっと考えた方が良くと思いますよ。 以上です。
議 長 (草野会長)	貴重な御意見ありがとうございます。 協議の場ですので、様々な御意見があるかと思います。 委託者があって、受託者がある。

議 長 (草野会長)	頼む人がいても、受ける人がいないといけないし、受ける人がいても、頼む人がいないといけない。 その中で、副産物も責任ではないけどね、憂慮してやって新たな利用方法があれば、それらを見つけるという努力目標を持ちながら、今回は、もみがらの処分料は除くという表記は、書きたい気持ちの方もあるかと思いますが、これは入れないということでよろしいですか。 -異議無しの声有り-
議 長 (草野会長)	次年度までの宿題として、改めて考え直したいと思います。 では、もみがらの処分料は除くという表記は削除します。 それと、⑦の畑作業については、⑧にも書いてある福島県の最低賃金が、令和3年10月1日に1時間828円に改定されていることから、8時間で計算すると、200円上がって6,700円になるということで、御了解いただけますよね。 -異議無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	以上で、令和4年農作業労働賃金標準額の協議については、最終としたいと思いますが、このように進めるということで、御異議ございませんね。 -異議無しの声有り-
議 長 (草野会長)	それでは、協議はこれまでとして、先程の事務局説明のとおり、次回までにJA福島さくらいわき地区本部と協議の上、12月総会において再度お諮りして、決定するという事で御承知置き願いたいと思います。 次に、協議事項の(2)に移ります。 吉田代表幹事には、長時間待っていただきまして申し訳ありませんでした。 協議事項(2)、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定素案について協議を致します。 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定素案について、説明に入るにあたり、農業委員会等に関する法律第7条第2項において、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない、と定められております。

議 長
(草野会長)

本日、いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会の吉田代表幹事に出席いただいておりますので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定素案についての意見をお願い致します。

代表幹事
吉田委員

農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会、代表幹事の吉田忠夫です。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定素案につきましては、まず、先月13日に地区審議会幹事会を開催いたしまして、その上で、すべての委員への意見聴取を行ったところでございます。

その後、委員から寄せられた意見を踏まえまして、今月16日に再度地区審議会幹事会を開き、協議を重ねてきたところであり、これまでの検討を通じて、委員より出された主な意見について、御報告申し上げます。

はじめに、第1基本的な考え方について、農業委員と農地利用最適化推進委員は、互いに連携し、地域における話し合いのコーディネーター役として、きっかけづくりや誘導する役割を担うこと、また、担い手との連携が必要であることなどの意見がありました。

次に、第2具体的な目標と推進方法のうち、遊休農地の発生防止、解消については、遊休農地に至った原因は高齢化や、後継者の不足をはじめ、さまざまな要因があるため、発生原因を分析し、それに沿った対策を講じなければ、解消には繋がらないなどの意見がありました。

次に、担い手への農地集積・集約化については、米価下落により大規模経営の担い手ほど、影響が大きい中、集積を進めていくことは困難が予想されることや、農地中間管理事業のさらなる周知が必要である、などの意見が出されました。

また、農業委員からは、受け手である担い手を地区ごとに明確にし、受け皿として、どの程度の面積を集積することができるかを調査する必要がある、などの意見がありました。

最後に、新規参入の促進については、新規参入に係る具体的な課題や不安要素を抽出し、それをクリアするための対応が必要であるなどの意見が出されました。

また、16日の幹事会では、このほかの意見として、守るべき農地を明確化する必要があるのではないか、農業がもっと魅力ある産業になる必要があるのではないか、などの意見も出されたところであります。

以上が改定素案に関連した主な意見となります。

なお、各目標の達成に向けては、推進委員が各担当地域における、日ごろの推進活動を通じ、また農業委員との連携を密に図りながら、

代表幹事 吉田委員	農地等の利用の最適化を、さらに推進して参りたいと考えております。 私からの報告は以上であります。改定素案の詳細については、担当者が御説明申し上げます。
事務局 (小川係長)	それでは、私から詳細の説明を致します。 使用する資料ですが、資料2-1と書いてある縦版の資料、もうひとつが、資料2-2と書いてある横版の資料をお手元に御用意いただければと思います。 先程、吉田代表幹事から御説明いただいた通り、この改定素案につきましては、10月13日に農業委員会役員会、午後から第1回地区審議会幹事会を開催いたしまして、幹事会には役員お二人も参加いただきましたが、先月、皆様に御説明申し上げました改定素案を審議していただきました。 先月、総会の中で、第1回目の改定素案を御説明させていただいて、11月2日まで、農業委員の皆様、推進委員の皆様から改定素案に対する意見を提出していただいたところでございます。 提出していただいた意見全てが、資料2-2になってございます。 いただいた意見の全てが資料2-2に、網羅させていただいております。 11月16日の午前中に役員会の中でこちらの意見について、さらには午後の第2回地区審議会幹事会の中で、これらの意見をどのように改定素案に反映させるかについて、協議し、反映させたものが資料2-1ということになります。 どのように改定したかについて、資料2-1の改定素案をお開き願いたいと思います。 1ページでございますけれども、今回、新たに修正を加えたところが、アンダーラインが二重線になっているところ、ここの部分が、新たに修正を加えたところであります。 皆様からいただいた意見、さらには役員会や幹事会で出された修正点などをまとめたものでございます。 1ページ目の第1の基本的な考え方の部分をご覧くださいますと、中ほど、二段落目になりますけれども、農地中間管理機構を十分活用と以前はなっていたところをですね、機構と十分連携しながら、という風に言い回しを修正した方が良いのではないかと御意見いただいておりますので、そういった形で修正を加えております。 その下ですね、このような観点からという所の3行目の最後ですね、アンダーラインの所ですけれども、これまでは地域における活動を通じてということがございましたけれども、そこを補足する形

事務局
(小川係長)

で、地域における話し合いのきっかけづくりや、担い手との情報交換など日常的な活動を通じて、ということで、農業委員と推進委員が連携をして取り組んでいくんだという部分をですね、付け加えた所でございます。

その下の、一本線のアンダーラインの部分は、1回目の素案の時にお示しした部分であります。

めくっていただきまして、2ページ目、遊休農地の発生防止、解消の部分ですけども、こちらの方が、全部アンダーライン一本線になっておりまして、今回、新たに修正した部分はありません。

同じく3ページ目でございますけども、3ページ目も全て、先月お示しした1回目の素案の所と変更はありません。

続いて、4ページ目ですが、担い手への集積、集約化に向けた具体的な推進方法という部分で修正を加えております。

①の人・農地プランの作成見直しについてという所でございます。

文書の4段落目でございますけども、新たに二重線で加えた部分でございます。

全体として読んでみますけども、人・農地プランの作成見直しについて、農業委員会として地域として人と農地の問題解決のため、地域における農業者等における協議の場を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それらとの連携を図りという所を新たに加えているところでございます。

これは、推進委員の皆様からいただいた意見をベースにですね、修正を加えたということでございます。

その前後にありますアンダーラインは、1回目の修正でお示した内容でございます。

続いて、③の農地の利用調整と利用権設定という所でございます。

これは、一番最後の部分の言いまわいでございます。

これまでは、地域に応じた取組みを行うということでございましたが、地域の実情ということで、新たにこの部分を加えております。

最後になりますが、5ページ目の新規参入の促進についての部分でございます。

(2)の新規参入の促進に向けた具体的な促進方法、こちらの部分のまず①ですね、関係機関との連携についてという部分の修正部分になります。

これまでは、関係機関との連携についての部分ですと、農業委員会ネットワーク機構および中間管理機構と連携しということで、関係機関と言いつつですね、ネットワーク機構等、農地中間管理機構のみをですね記載するような内容になっておりました。

事務局
(小川係長)

ところがですねやはり関係機関、まず、いわき地域就農支援センター、こちら今年の7月から稼働しておりますけども、新規就農等ですね、就業相談のワンストップ窓口ということで、JA飯野支店の再生協議会の中に作られたところでございます。

まずこの部分をですね、窓口というところがございますので、いわき地域就農支援センターをはじめとする関係機関、もちろん農協でありますとか、県のいわき農林事務所、市の生産振興課、農政流通課さらには土地改良区等ですね、様々な関係機関がありますのでここはですね、いわき地域就農支援センターをはじめとする関係機関と連携し、という表現がよろしいのではないかという御意見がございましたので、このような形に修正してございます。

その次ですけれども連携してですね、市内の農地の借り入れ意向のある認定農業者、及び参入希望者を把握するとともに、具体的な課題を明らかにし、ということで、具体的な課題を明らかにし、という部分をですね、新たに付け加えている部分でございます。

こちらについても意見をいただいてですね、やはりですね新規参入に係る様々な具体的な課題ですね、そういったものを明らかにすべきだろうとか、あと、やはり新規参入に関してはですね、かなりいろんなその不安要素があるもんですから、そういったものを取り除くためのアプローチが必要であろうと、まあ、経営が成り立つシミュレーションでありますとか、経営面積、資金ですとか、農業機械のための投資、あとは実際にどの程度の売り上げが見込めるのかなどですね、そういった具体的な課題を明らかにした上で、それに応じた支援をしていくという意味で、ここの部分を新たに付け加えているところでございます。

③のですね、企業参入の推進についてという部分でございますがこちらはですねちょっと冒頭の考え方のところにもございましたが、農地中間管理機構と連携をして、積極的に企業の参入を図ると、いうところに言い回しの方を修正してございます。

あと最後になりますが、④のですね、農業委員会のフォローアップ活動についてのイの部分でございます。

最後の部分ですね、農業委員および推進は、新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担うという文書でございましたが、地域の受け入れ体制の整備を図るという風にしたい方がよろしいというところの意見がまとまりましたので、条件から体制という風に変更を加えてございます。

改正素案の修正点については以上であり、資料2-1の通りでございます。

後すいません時間の関係で申し訳ありませんが、2-2の方です

事務局 (小川係長)	ね、今回この改正素案の修正の方には反映しておりませんが、市の農政流通課ですとか、生産振興課、さらには中間管理機構、農協等にですね、働きかけ情報提供するような内容もございますので、後ほどご覧いただければというふうに思っております。 今後の予定でございますけれども、来月ですね、12月の総会におきまして議案として提出させていただきたいと考えております。 そこで議決をとった上で、来月12月17日改定という形で指針の方ですね改定したいというふうに考えてございます。 簡単ですが、私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	ただいま吉田代表監事と事務局小川係長の御説明がありました。 これについて委員の皆様から御意見、御質問あればお願いいたします。
5 番 田子委員	議席番号5番、田子耕一です。 御説明いただきました5ページ。 (2)の③企業参入の推進についてというところの文言でございますけれども、企業参入のみを限定して、参入の推進を図るというふうに、どうも取れそうだなという感じがしております。 ここに社会福祉法人関係も農業参入、要するに農福連携を目指すところも見られますので、ここを企業等の参入の推進についてという風に、文言を変えていただければいいんじゃないのかなと思ひまして、意見として提案致します。
議 長 (草野会長)	では、今の田子委員の御質問について事務局ございますか。
事務局 (小川係長)	今の御意見、非常に貴重な意見でございます。 確かに農福連携とかですね、最近では市の方でも積極的に活動している部分ありますので田子委員の御意見の通りですね、企業等という形で修正を加える方向でよろしいかと思ひます。
議 長 (草野会長)	事務局から答えがありましたが、幅広く参入を推進するという意味で、ある企業だけじゃなく、企業以外もありますので、企業等ということで加えることに御異議ありませんね。 -異議無しとの声有り-

議 長 (草野会長)	それでは、事務局の説明のとおりにして、いただきたいと思います。 その他、御意見ありますか。 特に無いようであれば、協議はこれまでといたしまして、なおこれからについてはですね、先程の事務局の説明の通り、12月の総会においてお諮りすることになります。 その辺も含めて御承知置き願います。 次に、追加協議事項の(3)として、冒頭の事務局の説明の通り、協議事項(3)人・農地プラン検討会の委員の推薦について協議を致します。 それでは、事務局、説明の説明を願います。
事務局 (金成主査)	資料の3をお開き願います。 人、農地プラン検討会の委員の推薦についてでございます。 1の趣旨ですが、いわき市より、いわき市、人・農地プラン検討会の委員1名の推薦を求められたことから、被推薦者について協議を行うものでございます。 2はいわき市人・農地プラン検討会の設置要綱の抜粋でございます。 第1条の趣旨については、地域が作成した人・農地プランの原案について承認の適否などについての検討を行うための組織であるということでございます。 所掌事務は、人・農地プランの作成に関することなどとなります。 委員は団体等の推薦者で構成され、いわき市農業委員会からは1人となっております。 委員の任期は2年、令和3年12月25日からを予定してございます。 3の過去の被推薦者は記載の通りでございます。 4は参考として現在の検討会の体制を示したものでございます。 裏面にいわき市からの依頼文書の方をつけてございます。 なお、11月16日火曜日に開催いたしました第5回役員会において、人・農地プランに関する内容であることから、現場活動で農業者の声を聞いている、農地利用最適化推進委員の吉田忠夫代表幹事が、適任にはないかとの意見が出されたところを、申し添えたいと思います。 以上、被推薦者の協議をお願いいたします。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より説明がございました。 被推薦者についての協議を行いたいと思いますが、ただいまの説明を含めて委員の皆さん御意見ございますか。

議 長
(草野会長) 御意見がなければ、被推薦者について、農地利用最適化推進委員の代表幹事吉田忠夫委員にすることに御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長) 御異議なしと認め、人・農地プラン検討会の委員については、当農業委員会から吉田忠夫委員を被推薦者と致します。

次に、追加事項の協議事項の(4)いわき市林業振興協議会委員の推薦について事務局の説明を求めます。

資料番号が飛んで大変申し訳ございません。

資料6をお開き願います。

こちらについては11月18日、昨日依頼があったものを追加で本日協議をさせていただいてございます。

資料6でございます。

協議事項(4)でございます。

いわき市林業振興協議会委員の推薦についてでございます。

趣旨ですが、本市において林業振興を図るため関係機関や林業従事者の代表者の方などをもって組織するいわき市林業振興協議会の委員について当農業委員会から推薦を求められたものでございます。

推薦を求められた人数が1名。

いわき市林業振興協議会の委員として、いわき市の林業振興に関する意見提言を行うものでございます。

現在は第16期農業委員の松本英人委員が務められており、任期が満了することから、この度新たに委員の推薦を求められております。

なお、こちらについても本日臨時理事役員で協議をいただいた結果、本市の林業振興に関する内容であることから、油座盛明委員が適任ではないかとの意見が、役員会で出されたことを申し添えさせていただきます。

以上、被推薦者の協議をお願い致します。

議 長
(草野会長) 只今、事務局から説明がありました。
委員の推薦について委員の皆様から御意見ありますか。

特別無いようですので、これもかなり緊急に決めなくちゃいけない内容でしたので、役員会でも協議を図った結果、適任者は林業を主に行っている油座盛明委員が良いのではないかと役員ではなった経緯あります。

皆様から御意見なければ、被推薦者を油座盛明委員にすることに御異議ございませんね。

-異議無しとの声有り-

議 長
(草野会長)

御異議なしと認め、いわき市林業振興協議会委員の推薦については、当農業委員会から油座盛明委員を被推薦者と致します。

続いて、その他に移ります。

事務局から、何かございますか。

事務局
(金成主査)

【資料４】農業委員・農地利用最適化推進委員の活動強化に関する申し合わせ

➡説明した。

【資料５】新型農薬散布ドローン操縦体験・展示会

➡周知した。

【資料７】令和３年度農業者年金加入推進セミナーについて

➡周知した。

農業委員会手帳2022年版

➡配付した。

資料はございませんが、委員の皆様へ、事務局からひとつ確認がございます。

次回、12月17日金曜日は、総会の他に全員協議会を予定してございます。

その後例年ですと忘年会を実施しているというところでございます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け忘年会は中止をしてございます。

現在、全国的な感染者数は減少し飲食を伴う会合については国において人数制限の解除の方針となっておりましてございます。

現状を鑑み、11月16日の役員会において忘年会を検討し、実施の方向で進める考えでございます。

なお、今後感染対策の対応方針について発表が予定されている福島県や本市の感染防止対策、また市内の感染状況によってはやむを得ず中止をすることも考えられるところでございます。

その上で、現在忘年会も、来月の話ですが、実施することについて委員の皆様から御意見を賜ればというところでございます。

議 長
(草野会長)

資料の他、忘年会について只今、説明がありましたが、これについて委員の皆様から御意見ございますか。

-意見は特に無し-

議長
(草野会長)

今の状況を踏まえて、これからどうなるか非常に微妙ではありますが、12月17日が開催日なんですね。

場所の予約とか、感染対策ことを含めて、ある程度12月に入ったら、早々に決定しなければいけないという風になると思うんです。

そういうことを踏まえて状況を見て行きたいと思います。

資料4の活動強化の申し合わせについて説明がありました。

日々の活動記録も、7月から新たな委員はその都度業務として取り組まれているとは思いますが、やはり委員によっては非常にばらつきがあって、活動記録簿の提出状況は、私の方に報告はされております。

我々農業委員、推進委員、任務の一つとして重要なのはまず、総会は欠席無しにしていること。

あともう一つ、やはり推進委員、農業委員の業務、これの国からの捉え方、今金成主査から説明あったように、やはり、業務の把握する一番重要なポイント。

委員の活動がどのぐらい実行されて、進めているのかということになりますのでね。

極力じゃなくて、隣の人とかね、田んぼで何かちょっと話したらそれが農に少しでも絡むのであれば、やはり会話が交わしたらそこで1件として書く。

これがね、私もやってよかったなという風になる。

活動記録簿を1枚余分に作っておいて、帰ったらちょっと名前だけでも書いておくと、何月何日、何時からだとか細かいことはまた別にして、まずこのいつ誰と会ったっていうことをメモする。

後で書こうとすると、出てこないのですよ。

やはり何回もてうっかり書いてなかったこともあります。

やっぱそれが抜けちゃったら、やっぱそういうのが積み重ねですんでね。

まずは、活動記録簿を提出するということは必須ですんでね、今後守ってほしいと思います。

それから肝心の忘年会、について説明がありました。

ただ今の状況では非常に好転はしてます。

ただ国の解除のね、制限なんかも緩くなってきてます。

ただこれ明日からどうなるかわかんないんで、まずはここ1週間くらい、いい状況を見定めた上で、その都度また判断を役員を中心に開催しながら、12月17日にやるという気構えを持ちながら、状況を見定めて、進めていくという方向性で考えて検討していきたいと

議 長
(草野会長)

思ってますんで、まずは皆さんも極力感染しないように周りの感染状況を常に気を配っていただきたいと思います。

それで総合的に判断して、実行するかしないかは、最終的に決めたいと思いますが、そういう流れでよろしいですね、現在のところはね。

その他で、委員の皆様からございませんか。

無いようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第6回総会を閉会といたします。

長時間のお疲れ様でした。

|